

令和元年度答申第71号
令和2年1月30日

諮問番号 令和元年度諮問第68号（令和元年12月16日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）2条1項に基づき、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう旨規定し、同条2号には、原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に同条1号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者が掲げられ、また、同

条3号には、同条1号及び2号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者が掲げられている。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）1条2項及び3項は、被爆者援護法1条2号の政令で定める期間は、広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日までとする旨規定し、同号の政令で定める区域は、原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域とする旨規定する。

- (2) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならない旨規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年1月27日付け被爆者健康手帳交付申請書にて、本件申請をした。

(被爆者健康手帳交付申請書)

- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年6月5日付けで、審査請求人の両親が営む理髪店で被爆して負傷した者の救護をしたこと及び審査請求人が昭和20年8月10日にB地に入市したことについて確認ができないので、被爆者援護法1条に該当しないとして、本件却下処分を行った。

(被爆者健康手帳交付申請の却下について(通知))

- (3) 審査請求人は、審査庁に対し、平成29年6月30日付け審査請求書にて、本件却下処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (4) 審査庁は、令和元年12月16日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の母は、審査請求人を背負って親戚の女性や伯父たちと一緒に、被爆直後のB地内に兄を探しに行った。C駅からD駅までは電車（E線）で行き、最初は徒歩で、途中からは母が持っていた父の黒い帯で私を背中にくくりつけるように背負って進んだ。途中、その帯がずれてお尻が下がり膝裏に帯の

端が食い込んで痛かったこと、一面の焼け野原に残る熱気でひどく暑かったこと、同じように親族の安否を求めて市内を探し歩く人がとても多かったことなどを記憶している。

審査請求人の母とともに審査請求人の兄を探しに行った親戚は、被爆者健康手帳を取得しており、その親戚が手帳の交付を申請した際の資料に、二人で行ったとの記載があり子供を背負っていたという記載がないことが、審査請求人が一緒にいなかったことの根拠とはならない。

審査請求人の母は、当時の被爆者への差別を恐れ、子供の就職や結婚への影響を考え、被爆者健康手帳の申請をしておらず、その気持ちを継いだため審査請求人もこれまで申請をしなかった。

審査請求人の両親が営む理髪店での救護については、昭和20年8月a日の夕刻以降3、4日にわたって、裏手の井戸水で傷を洗う、おろしキュウリをガーゼにのせて湿布にする、アカチンをつける等していた。審査請求人の記憶では、審査請求人自身は、子供が手伝うことができる仕事として、おろし金でキュウリをおろした。当時審査請求人の自宅は、土間を含めて4部屋あり、そのうち3部屋には火傷を負った人、怪我をした人が20人ほどいて、皆苦しんでおり、審査請求人の両親や、近所で動くことができる大人は皆進んで救護・看護・お手伝いの作業に従事していた。

上記によれば、本件却下処分は違法・不当であるから取り消すとの裁決を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断の要旨

審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号又は3号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

1 被爆者援護法1条2号について

審査請求人の母は、被爆者健康手帳を取得しないまま死亡し、審査請求人のいとこの被爆者健康手帳交付申請書の記載から、昭和20年8月10日に審査請求人の母が入市したことは確認できるが、審査請求人が同行したことを示す記載はない。また、審査請求人は伯父も入市に同行したと主張するが、同申請書にはその旨の記載がなく同行したことを確認できない。その他に審査請求人の入市を裏付ける証拠等は見つかっていない。

したがって、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認

認できない。

2 被爆者援護法1条3号について

被爆証明書及び証明人（面接）審査表に記載されたP及びQの申述から、審査請求人の当時の自宅がC駅の近くにあったこと、理髪店を営んでいたこと及び昭和20年8月a日に被爆して負傷した者がC駅の周辺に避難してきたことが確認できる。

しかし、Qは、審査請求人の自宅内における被爆して負傷した者の救護の裏付けとなる申述をしていない。

Pは、被爆証明書では、原子爆弾が投下された日から何日かお店で火傷や怪我人の治療をされたことを知っている（20人くらいの多くの人）、家の裏に井戸やトイレ、畳の部屋等があったのでそこで介護をなさっていたことは聞いていと申述しているが、証明人（面接）審査表では、結婚前で小学生であり、理髪店をしていたことは知っているが救護をしたかは分からないと述べ、被爆証明書とは異なる申述をしたことからすると、被爆証明書の中の救護に関するPの申述は信憑性に疑義があるといわざるを得ない。

ほかに審査請求人の自宅内における被爆して負傷した者の救護について裏付けとなる証拠等は見つかっていない。

したがって、審査請求人が被爆者援護法1条3号の要件に該当することを確認できない。

3 よって、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續の経緯は、次のとおりである。

本件審査請求 : 平成29年6月30日付け

審理員の指名 : 令和元年6月21日

審理員意見書提出 : 同年11月28日付け

本件諮問 : 同年12月16日

(2) 以上のとおり、本件審査請求がなされてから当審査会に諮問がなされるまでに約2年半の期間が経過しており、これ自体相当長期間であるといわざるを得ない。

しかも、本件審査請求がなされてから審理員の指名までに約2年間が経過

しているところ、審理員の指名手続が行われるまでに2年間もの長期間を要する事情があったものとは到底考えられない。

審理員が指名されてから本件諮問までは6か月弱であったことに照らすと、審査請求がなされてから速やかに審理員の指名手続が行われていれば、本件審査請求から本件諮問までの期間は6か月程度であったものと考えられる。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条）から、本件審査請求を受け付けてから本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたが、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人は、原子爆弾投下後の昭和20年8月a日から同月10日まで自宅理髪店で被爆して負傷した者の救護・看護が行われたことを被爆者援護法1条における3号該当事実として、同月10日に母とともにB地内に入ったことを同条における2号該当事実として主張している。

上記各号の「被爆者」に該当する事実を認定するためには、申請者である審査請求人の申立て内容に特段不自然不合理な点がないことのみならず、これが客観的資料や他の者の信用できる申述等によって裏付けられることが必要である。

(2) 審査請求人の自宅で被爆して負傷した者の救護・看護が行われたかどうかについて、審査請求人の上記申立てを客観的資料や他の者の信用できる申述によって裏付けることができるかを検討する。

Pの平成28年12月10日付け被爆証明書には、同人は審査請求人の自宅の近所に住んでいて審査請求人の兄とは同級生であったこと、審査請求人の自宅は理髪店をしていて、原子爆弾が投下された日から何日かは被爆して負傷した者の救護・看護が行われたことを知っている旨の記載がある。しかし、平成29年4月12日、Aの担当者が、P方において、同人の娘が同席の上で実施した面接調査においては、Pは、審査請求人の兄、Pの亡夫及び

Pが同じ歳（当時12歳）で同級生であったことを述べるも、審査請求人の自宅理髪店で救護をしたというのは分からない旨の申述をしている。そうすると、審査請求人の自宅理髪店において被爆して負傷した者の救護・看護が行われたかどうかという最も重要な点についてかかる変遷がある以上、Pの被爆証明書における申述をもって、審査請求人の申立て内容を裏付けることはできない。

また、Qの平成28年11月18日付け被爆証明書には、昭和20年8月a日、電車から被爆して負傷した者が降りてきて、Qの自宅の前の縁台に座って休んでいたこと、これが数日続いたこと、審査請求人の自宅理髪店も同じ様子であった旨の記載があるが、平成29年4月12日、Aの担当者が、Q方において、同人の娘が同席の上で実施した面接調査においては、Qは、被爆して負傷した者がQの自宅の縁側に座っていたこと、審査請求人方は理髪店をしていたこと等を述べるものの、審査請求人の自宅理髪店で救護が行われたことをうかがわせることは何ら述べておらず、同席したQの娘も、Qが審査請求人の自宅理髪店に被爆して負傷した者がいたかどうか知らない様子で、Qからそのことを聞いたことはない旨述べたとされている。したがって、Qの被爆証明書における申述についても、審査請求人の申立て内容を裏付けるものということとはできない。

ほかに審査請求人の上記申立てを裏付ける客観的資料はない。よって、上記3号該当事実を認定することは困難である。

- (3) 審査請求人が昭和20年8月10日に入市したかどうかについては、審査請求人の母と一緒に入市したとして被爆者と認定された者がおり、同人が被爆者健康手帳の交付申請をした際の資料が存在するのであるが、同人は、入市時には審査請求人の母と二人で行ったとしており、審査請求人の同行については言及がない。ほかに審査請求人の申立て内容を裏付ける客観的資料等は存在しないので、上記2号該当事実も認定することは困難である。

3 まとめ

以上によれば、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子

委 員 伊 藤 尚 浩
委 員 交 告 史